

社会福祉法人 恵聖会

本部旅費規程

(実費弁償)

理事会、評議員会 一回出席につき

玉島地区	3,000円
岡山地区	6,000円
浅口地区	4,000円
高梁地区	4,000円

この規定は、平成08年04月01日から施行する。

この改定は、平成20年10月23日から施行する。

この改定は、平成25年 1月29日から施行する。